

## 第一二十六回

### 社会を明るくする運動

#### —七月は強調月間—

一、趣旨  
社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪、非行の防止と犯罪、非行に陥った人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を建設しよう

に軌道に乗り、かなりの成果をあげてきた。しかしながら、最近は中・高校生や女子少年による非行が増加し、低年令層の少年を中心に戻り非行は増加の気配を示している。しかも、これらの非行は、急激な社会・経済の変動とともに



逸脱行動等の、いわゆる遊び型や逃避型の非行が増加しております。次代にならう青少年の非行を防止し、その健全な育成をはかることは、関係機関、団体はもとより国民すべてにかけられた責務であることを自覚して、それぞれの立場において非行を誘発する諸要因の除去に努める等実情に即した諸

活動を更に強力に推進する必要がある。今回の運動は、このような観点から、国民一人ひとりの理解と参加のもとに、青少年の非行防止と非行に陥った者の更生に力をつくし、明るい社会の実現を期そうとするものである。

三、期間（強調月間）  
昭和五十一年七月 中

### 離婚後も婚姻中の氏がなのれます

#### 三ヶ月以内に届け出をして下さい

民法等の一部が改正され、六月十五日から施行されました。これによると、婚姻のとき氏を改めた人は、離婚をしても離婚後三ヶ月以内に所定の届出書（役場の住民課にあります）により届出をすれば、婚姻中に称していた氏を称することができます。

また、この法律の施行前三か月以内（本年三月十五日以降）に離婚した人で、すでに婚姻前の氏にもどっている人も、本年九月十五日までに届出をすれば婚姻中に称していました氏を再び称するそができます。

### 交通事故と医療

#### 保険を使うときは

#### 届け出をして下さい

出入となることができます。  
くわしいことは、役場住民課でおたずねください。

示談が成立した場合の書類などいろいろありますので係にご相談ください。

自動車事故にあつたときの心得  
①警察に必ず届け、事故現場の状況や証拠を確かめもらい事故証明書をもらう。

②加害者の免許証なり自動車損害賠償責任保険の保険証を見せてもらい。相手の身元を確認する。

③悪質なドライバーは逃げることができます。できれば車のプレートナンバーをおぼえておくこと。

少なくとも形・色・大きさなどは記憶にとどめる。

④現場を目撃した人に証言をたのみ、住所・氏名・連絡先をきいておく。

●「第三者の行為による傷害届」を提出しなければなりません。  
これが、加害者にあとで、立替えた分を返還してもらう大切な資料となります。

●そのほか、警察の事故証明書や  
「社会を明るくする運動」は、年間を通じて実施することとし、七月は強調月間とする。

四、主唱 法務省  
五、主催 第二十六回「社会を明るくする運動」千葉県実施委員会  
横芝町でも、本運動を展開しますので、町民の皆様の積極的な参加をお願いいたします。

青少年の非行防止が、本運動の重点目標としてとりあげられてからかなりの歳月がすぎた。この間地域住民と関係機関・団体との連携による非行防止活動は、次第

う価値観の多様化、情報のはんまりなどの世相を反映して、ごく普通の家庭の少年による非行が増加するなど、その一般化傾向が顕著となり、内容的にも従来からの悪質凶悪な非行に加えて、集団万引や自動車の窃盗、暴走族集団の対立抗争事件、シンナーの吸引、性のほか、同居していない親族も届けによる非行防止活動は、次第